



新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税、 後期高齢者医療保険料の減免を7月1日から受け付けます

市民生活課国保・年金係 ☎75-4973

新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少等で国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付が困難な方の減免制度を実施します。

◆要件

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少が見込まれ、次のアからウまでの全てに該当する世帯
 - ア 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が令和3年の事業収入等の額の10分の3以上であること
 - イ 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額が1,000万円以下であること
 - ウ 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の令和3年の所得の合計額が400万円以下であること

◆減免の対象となる期間

令和4年度の保険料（税）のうち令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に納期限が設定されているもの

◆減免額の割合

要件①に該当する場合は全額免除

要件②に該当する場合は、次の減免対象保険料（税）額に減免割合をかけた金額を減額

減免対象保険税額（A×B/C）	合計所得金額に応じた減免割合
A 国民健康保険 世帯の被保険者全員について算定した保険税額 後期高齢者医療 同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの 保険料額	300万円以下の場合 10/10（全部） 400万円以下の場合 8/10 550万円以下の場合 6/10
B 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にか かる前年の所得額	750万円以下の場合 4/10
C 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の 合計所得金額	1000万円以下の場合 2/10

※事業の廃止や失業の場合は、前年の合計所得金額にかかわらず、減免割合が10/10になります。

※65歳未満の人で会社都合等による退職で、ハローワークより雇用保険受給資格者証が発行され、「特定受給資格者」または「特定理由離職者」に該当した人は、前年の給与所得を100分の30とみなして計算を行う軽減制度の対象となります。

◆必要書類

共通：申請者の本人確認書類

要件①に該当：死亡診断書の写し（死亡の場合）、診断書（重篤な傷病を負った場合）

要件②に該当（事業収入等の減少）：令和4年の収入状況が確認できる帳簿や給与明細等

※事業を廃止した場合は廃業届等の写し、失業した場合は雇用保険受給資格者証（65歳以上の人や雇用保険の加入がない人は退職証明等）、収入の減少を補てんする保険金や損害賠償金等がある場合は金額が確認できる書類、令和3年の確定申告書（収支内訳書または青色申告決算書等）の写し、振込先口座（世帯主）がわかるもの等が必要。

●問合せ

国民健康保険税について：市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973 / 税務課 住民税係 ☎75-4977

後期高齢者医療保険料について：市民生活課 国保・年金係 ☎75-4973